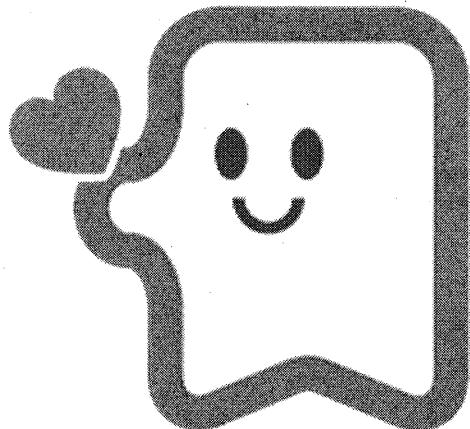


# 業務概要

令和2年度



めさせ 健康寿命日本一!

秋田県健康福祉部  
健康づくり推進課

## 目 次

I 健康づくり推進課事務分掌 -----	1
----------------------	---

### II 令和2年度主要事業

第3期ふるさと秋田元気創造プラン重点戦略に基づく施策

誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略

健康寿命日本一への挑戦

(1) 健康づくり県民運動の推進 -----	3
(2) 食生活改善による健康づくりの推進 -----	8
(3) 運動による健康づくりの推進 -----	11
(4) 喫煙・受動喫煙・アルコール対策の強化 -----	12
(5) 歯科口腔保健の推進 -----	14
(6) 特定健診やがん検診の受診率の向上 -----	16

医療ニーズに対応した医療提供体制の整備

(1) がん診療体制の充実と患者支援 -----	18
--------------------------	----

次代を担う子どもの育成

(1) 学校との連携による健康・心の教育の推進 -----	21
-------------------------------	----

社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略

産業人材の確保・育成と働きやすい環境の整備

(1) 多様な人材の活躍を可能にする「働き方改革」の促進と県内就職促進---	22
--	----

### III 指定管理施設

1 秋田県総合保健センター -----	23
2 秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ） -----	25

### IV 資料

1 秋田県健康づくり推進条例 -----	29
2 秋田県健康づくり審議会組織図 -----	34
3 秋田県健康づくり審議会、同分科会及び部会委員名簿 -----	35
4 10大死因 -----	38
5 平均寿命 -----	39
6 人口動態 -----	39

# **健康づくり推進課事務分掌**



## | 健康づくり推進課事務分掌

健康づくり推進課長

調整・健康寿命延伸班

がん・生活習慣病対策班

- 課内調整に関すること
  - 健康寿命日本一県民運動の推進（健康秋田いきいきアクションプラン、食生活改善、運動等）に関すること
  - 健康秋田21計画に関すること
  - 調理師試験に関すること
  - 栄養士・調理師免許に関すること
  - 食育の推進に関すること
  - 厚生統計に関すること
  - 歯科保健対策に関すること
  - 総合保健センターの運営管理に関すること
  - 健康増進交流センター（ユフォーレ）の運営管理に関すること
- がん予防推進事業に関すること
  - がん検診推進事業に関すること
  - がん医療対策推進事業に関すること
  - がん対策推進計画に関すること
  - たばこによる健康被害防止対策に関すること
  - 生活習慣病対策に関すること



## **II 令和2年度主要事業**



## 令和2年度健康づくり推進課主要事業

### 【第3期ふるさと秋田元気創造プラン重点戦略に基づく施策】

○誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略（戦略5）

#### 健康寿命日本一への挑戦

##### (1) 健康づくり県民運動の推進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	生活習慣病対策事業	2,995  ＜財源＞ 国 1,440 ＝ 1,555	<p>地域の健康問題を抽出するためのデータ分析、県民への健康課題に関する研修会、地域・職域における連携の推進、重症化予防の取組の推進等により、生活習慣病による死亡率の低減を図る。</p> <p>1 実施主体 県</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 健康づくりのためのデータ活用推進事業</p> <p>183千円</p> <p>健康づくりに関するより効果的な取組を推進するため、医療保険者が保有する特定健診データ等を各市町村毎に集計・分析することにより、地域住民の健康に関する課題を抽出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり支援資料集の作成</li> <li>・データを活用した健康づくり推進のための研修への職員派遣（国立保健医療科学院研修への派遣）</li> </ul> <p>(2) 「県民の健康と医療を考える集い」開催事業</p> <p>350千円</p> <p>全ての県民が、秋田県健康づくり推進条例の趣旨を理解し、関係者の協働のもとに健康づくりに努め、健康長寿社会を実現するために県医師会が開催する「県民の健康と医療を考える集い」の経費に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助先：秋田県医師会</li> <li>・補助額：350千円（県10/10）</li> </ul> <p>(3) 地域・職域連携推進事業</p> <p>1,115千円</p> <p>メタボリックシンドローム対策を始めとした各種保健事業を効果的・効率的に推進するため、地域保健と職域保健の一層の連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・職域連携推進協議会の開催、連携事業の実施</li> <li>・地域の健康課題に関する研修会の開催</li> </ul> <p>(4) 糖尿病重症化予防対策推進事業</p> <p>1,347千円</p> <p>県内の糖尿病重症化予防対策を推進するため、市町村、医師会、「秋田県糖尿病対策推進会議」等による検討会議を開催するほか、市町村の保健師、管理栄養士に対する糖尿病重症化予防の保健指導スキルアップ研修（実践編）等を実施する。</p>	健康づくり推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病重症化予防対策推進会議の開催（県・各地域振興局単位）</li> <li>・糖尿病重症化予防専門職スキルアップ研修の開催</li> </ul> <p style="text-align: center;">委託先：秋田県糖尿病対策推進協議会</p>	
2.	「あきた健康宣言！」推進事業	31,913  ＜財源＞ 国 14,790 ○ 17,123	<p>「健康寿命日本一」を目指して、県民の健康意識の向上や健康づくりに取り組みやすい環境を整備し、県民総ぐるみで健康づくり県民運動を展開する。</p> <p>1 実施主体 県市町村 秋田県健康づくり県民運動推進協議会</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 「あきた健康宣言！」推進事業 10,740千円 県民運動の基本計画である「健康秋田いきいきアクションプラン」の普及啓発など、健康づくりに取り組みやすい環境を整備する。</p> <p>①「あきた健康宣言！」周知事業 8,390千円 ・テレビ、ラジオ、新聞等を活用した情報発信 委託先：メディアパートナーシップ共同体 実行委員会</p> <p>②秋田県健康づくり推進体制整備事業 2,350千円 ・「あきた健康長寿政策会議」の開催 内 容：健康づくりに関する施策等の調査・審議 開催回数：年1回 構成団体：秋田大学、県医師会、 県歯科医師会、商工団体等 ・「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」の総会及び部会等の開催 内 容：県民運動の推進母体として会員の主体的な取組や情報共有の推進、会長表彰の実施等 構成団体：経済団体、保健医療団体、民間活動団体、市町村、報道機関等 ・協議会員による県民に有益な健康づくり情報をウェブサイト等を活用して一元的に発信 委託先：（株）秋田魁新報社</p> <p>(2) 地域健康づくり人材活性化事業 13,952千円 ①健康長寿推進員の育成支援 12,338千円 ・健康意識が高く、主体的に活動する人材の育成に取り組む市町村に対する支援 対 象：18市町村 (継続)能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、八郎潟町、大潟村、羽後町、東成瀬村(15市町村)</p>	健康づくり 推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<p>(新規) 秋田市、藤里町、五城目町（3市町）  ※（交付終了）鹿角市、にかほ市、三種町、  美郷町（4市町）</p> <p>対象経費：研修会、視察活動等に要する軽費  補助率：10/10以内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動事例発表交流会の開催  対象：健康長寿推進員、市町村職員</li> </ul> <p>②健康づくり地域マスターの育成 1,614千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスターの任命及び育成  県内各地での任命研修及び希望者向けに更なる知識習得のための専門研修の実施</li> <li>・マスターの活用促進  事業所等に講師としてマスターを派遣・紹介</li> </ul> <p>(3) 健康経営普及事業 254千円</p> <p>秋田県版健康経営優良法人認定制度の活用を促進するため、PRリーフレット等を作成し、健康経営の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の対象  県内で事業活動を行い、常時1人以上の労働者を雇用する法人等で公的医療保険の適用事業所</li> <li>・認定基準  がん検診の受診、受動喫煙防止対策、食生活改善に向けた普及啓発等、健康秋田いきいきアクションプランの目標に沿った10項目</li> <li>・認定期間等  認定期間：1年間  申請：年2回（12月、6月）  認定：年2回（3月、9月）</li> </ul> <p>(4) 食からの健康応援事業 4,834千円</p> <p>栄養関連団体・企業等との連携により、減塩・野菜摂取など、適切な食生活の普及啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①食と生活改善啓発事業 536千円  地域におけるイベント等での食生活改善の普及啓発  ・委託先：秋田県食生活改善推進協議会</li> <li>②ライフステージ別栄養普及事業 1,147千円  ライフステージに応じた栄養・食生活に関する出前講座の実施及び令和元年度高校生レシピコンクール入賞レシピの商品化  ・委託先：（公社）秋田県栄養士会</li> <li>③減塩＆野菜を食べよう応援事業 533千円  スーパー等と連携したキャンペーンの実施</li> <li>④食の国あきた推進事業 377千円  ・第3期秋田県食育推進計画（H28～R2）の検証と第4期計画（R3～R7）の策定</li> </ul>	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食の国あきた」推進会議及び食育地域ネットワーク会議の開催</li> <li>⑤健康な食事・食環境整備事業 1,570千円 栄養バランスの良い「健康な食事」メニュー認証制度の創設による、消費者と事業者を対象とした、望ましい食事スタイルの普及定着の促進</li> <li>・認証制度の普及及び利用促進</li> <li>・全県各地域での味噌汁塩分濃度測定会の実施</li> <li>⑥栄養・食生活を専門的に啓発普及する人材の確保 671千円 ・福祉環境部単位での食生活改善講座の開催 ・県出身学生を対象とした行政栄養士未配置市町村でのインターンシップの実施 協力：女子栄養大学 ・就業希望栄養士有資格者に対する情報発信</li> <li>(5) 運動による健康づくり推進事業 372千円 冬期間の運動不足解消のための健康づくりウォークラリーを開催する。 ・健康づくりウォークラリー in 秋田ふるさと村の開催 委託先：(株)秋田ふるさと村</li> <li>(6) 健康ポイント導入支援事業 244千円 市町村による健康ポイント制度の導入を促進するため、講師派遣等の支援を行う。 ・市町村担当者会議の開催 ・先進事例等に関する講師派遣</li> <li>(7) 「健康な美酒王国」秋田推進事業 641千円 秋田県アルコール健康障害対策推進計画に基づく普及啓発等の取組を実施する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①秋田県アルコール健康障害対策推進計画推進事業 52千円 計画の周知及びアルコール健康障害に関する理解の促進</li> <li>②有識者会議（秋田県アルコール健康障害対策推進委員会） 133千円 関係機関等と連携した事業の推進、計画の進捗状況の管理・検証及び事業の推進に必要な施策等についての意見・提案の聴取</li> <li>③保健指導担当者等研修会 113千円 保健所、市町村等の保健指導担当者等を対象とした研修会の開催</li> <li>④健康な美酒王国普及啓発事業 343千円 不適切な飲酒及び不適切な飲酒によるアルコール健康障害についての普及啓発</li> </ul> </li> </ul>	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
			<p>(8) 令和2年度全国食生活改善大会開催事業 876千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会開催に伴う負担金</li> <li>開催日：令和2年9月2日・3日</li> <li>会場：秋田キャッスルホテル、秋田市文化会館</li> <li>参加人数：1,000人（予定）</li> <li>参集者：食生活改善推進員、行政担当者等</li> <li>内容：講演、事例発表、功労者表彰等</li> </ul>	
3	市町村健康増進等事業	27,904  <財源> 国 13,055 ○ 14,849	<p>1 生活習慣病対策費 2,796千円</p> <p>健康増進法に基づく健（検）診事業の精度管理及び従事者の指導講習（研修）等を実施する。</p> <p>(1) 専門部会等の開催 1,146千円</p> <p>生活習慣病分科会、がん対策分科会、がん登録部会、消化器がん部会、子宮がん部会、乳がん部会、肺がん等部会等の開催</p> <p>(2) 脳卒中発症予防推進事業 740千円</p> <p>脳卒中発症予防推進のための県民への啓発・指導を行う保健師等を対象とした研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先：（一社）秋田県医師会</li> </ul> <p>(3) 生活習慣病予防のための専門職講習会 910千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金交付先           <ul style="list-style-type: none"> <li>（一社）秋田県医師会</li> <li>（公社）秋田県放射線技師会</li> <li>（一社）秋田県臨床検査技師会</li> <li>NPO 秋田県糖尿病対策推進協議会</li> </ul> </li> </ul> <p>2 市町村健康増進事業費補助金 25,108千円</p> <p>健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業（がん検診を除く。）に対して補助する。</p> <p>(1) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康教育、②健康相談、③健康診査、 ④訪問指導、⑤総合的な保健推進事業</li> </ul> <p>(2) 負担割合</p> <p>国・県・市町村 1/3</p> <p>※市町村が肝炎ウイルス検診に係る個別勧奨を実施した場合の自己負担相当額については、国10／10の補助</p>	健康づくり 推進課

(2) 食生活改善による健康づくりの推進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	栄養改善対策事業	9,143 <財源> ⑨ 4,050 ⑩ 5,435 ⑪ △342	<p>1 栄養士・調理師免許事務費 1,924千円 調理師試験の実施及び栄養士・調理師の免許の交付等を行う。(調理師試験の一部を(公社)調理技術技能センターへ委託)</p> <p>(1) 調理師試験事務 ・受験見込み数 240人</p> <p>(2) 栄養士免許交付事務 ・免許申請者 125人 ・免許書換・再交付申請者 95人</p> <p>(3) 調理師免許交付事務 ・免許申請者 220人 ・免許書換・再交付申請者 100人</p> <p>2 国民健康・栄養調査費 5,435千円 健康増進法の規定により、国民健康・栄養調査を実施する。(厚生労働省からの委託事業) ・対象地区：県内10地区(平成27年国勢調査地区から無作為抽出)</p> <p>3 栄養改善対策費 1,784千円 県(主管課・各福祉環境部)が一体となり、既存資源を有効に活用し、県の健康課題に関する栄養・食生活分野の要因の改善に取り組む。</p> <p>(1) 栄養・食生活分科会の開催</p> <p>(2) 栄養改善推進事業 栄養改善中央研修会、栄養改善保健所研修会、人材育成研修会の開催</p> <p>(3) 保健栄養対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①適正な給食の推進 特定給食施設等巡回個別指導、従事者研修会</li> <li>②食の環境整備 食の健康づくり応援店の精度管理、新規登録</li> <li>③食生活改善地区組織の育成、基盤強化 リーダー研修会の開催、地域での伝達活動、未組織市町村への働きかけ</li> </ul> <p>(4) 健康増進事業 健康増進法第65条第1項に基づく監視指導</p>	健康づくり 推進課

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
2	県民健康・栄養調査事業	3,782 <財源> ○ 3,782	<p>本県の健康課題の解決に向け、県民の食生活や生活習慣の状況を把握するため、国が実施する国民健康・栄養調査（拡大調査）に調査地区及び調査項目を上乗せした調査を実施するほか、子どもと働き盛り世代を対象とした食習慣状況調査を実施する。</p> <p>1 実施主体 県（一部委託）</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 国民健康・栄養調査の上乗せ調査 2,030千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①調査地区           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国 調 査：10地区</li> <li>・県上乗せ：2地区</li> </ul> </li> <li>②調査項目           <ul style="list-style-type: none"> <li>・国 調 査：身体状況調査、栄養摂取状況調査 生活習慣調査</li> <li>・県上乗せ：尿中ナトカリ比調査（測定・アンケート）</li> </ul> </li> <li>③集計・解析           <ul style="list-style-type: none"> <li>・委 託 先：国立大学法人秋田大学</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 子どもと働き盛り世代を対象とした調査 1,144千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①調査対象           <ul style="list-style-type: none"> <li>25市町村71小学校の第6学年に在籍している児童とその保護者 計9,000人</li> </ul> </li> <li>②調査方法・内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート方式による、望ましい食と健康に関する意識調査及び食品摂取頻度調査</li> </ul> </li> <li>③入力・集計・解析           <ul style="list-style-type: none"> <li>委 託 先：公立大学法人青森県立保健大学</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 調査の準備、精度管理 608千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤職員による調査票の準備、入力シートの作成及び調査票の精度管理</li> </ul>	健康づくり推進課
3	「あきた健康宣言！」推進事業【再掲】 (食からの健康応援事業)	4,834 <財源> 国 2,369 ○ 2,465	<p>栄養関連団体・企業等との連携により、減塩・野菜摂取など、適切な食生活の普及啓発を図る。</p> <p>1 実施主体 県（一部委託）</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 食と生活改善啓発事業 536千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域におけるイベント等での食生活改善の普及啓発</li> <li>・委託先：秋田県食生活改善推進協議会</li> </ul>	健康づくり推進課

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	所管課名
			<p>(2) ライフステージ別栄養普及事業 1,147千円            ライフステージに応じた栄養・食生活に関する            出前講座の実施及び令和元年度高校生レシピコン            クール入賞レシピの商品化            ・委託先：（公社）秋田県栄養士会</p> <p>(3) 減塩&amp;野菜を食べよう応援事業 533千円            スーパー等と連携したキャンペーンの実施</p> <p>(4) 食の国あきた推進事業 377千円            ・第3期秋田県食育推進計画（H28～R2）の検証            と第4期計画（R3～R7）の策定            ・「食の国あきた」推進会議及び食育地域ネット            ワーク会議の開催</p> <p>(5) 健康な食事・食環境整備事業 1,570千円            栄養バランスの良い「健康な食事」メニュー認            証制度の創設による、消費者と事業者を対象とし            た、望ましい食事スタイルの普及定着の促進            ・認証制度の普及及び利用促進            ・全県各地域での味噌汁塩分濃度測定会の実施</p> <p>(6) 栄養・食生活を専門的に啓発普及する人材の確保 671千円            ・福祉環境部単位での食生活改善講座の開催            ・県出身学生を対象とした行政栄養士未配置市町            村でのインターンシップの実施            協力：女子栄養大学            ・就業希望栄養士有資格者に対する情報発信</p>	

(3) 運動による健康づくりの推進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	秋田県健康増進交流センター運営費	74,634 ＜財源＞ ④ 118 ⑤ 91 ⑦ 74,425	秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）の管理を指定管理者に委託する。 (1) 設置者：県 (2) 指定管理者：河辺地域振興（株） (3) 指定期間：H28～R2年度 (4) R2指定管理料：74,634千円 (5) 内容：温泉を活用した健康増進事業の実施（健康運動指導士、温泉利用指導者、栄養士の配置）	健康づくり推進課
2	秋田県健康増進交流センター設備等整備事業	10,923 ＜財源＞ ④ 9,800 ⑦ 1,123	ユフォーレ利用者の利便性を図るため、老朽化している機器を購入する。 ・除雪機 1台	健康づくり推進課
3	「あきた健康宣言！」推進事業【再掲】 (運動による健康づくり推進事業)	372 ＜財源＞ ④ 186 ⑦ 186	冬期間の運動不足解消のための健康づくりウォーキングを開催する。 1 実施主体 県（委託） 2 事業内容 健康づくりウォーキング in 秋田ふるさと村の開催 ・委託先：（株）秋田ふるさと村	健康づくり推進課

(4) 喫煙・受動喫煙・アルコール対策の強化

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	「あきた健康宣言！」推進事業【再掲】（「健康な美酒王国」・秋田推進事業）	641 ＜財源＞ 国 275 道 366	秋田県アルコール健康障害対策推進計画に基づく普及啓発等の取組を実施する。 1 実施主体 県 2 事業内容 (1) 秋田県アルコール健康障害対策推進計画推進事業 52千円 計画の周知及びアルコール健康障害に関する理解の促進 (2) 有識者会議（秋田県アルコール健康障害対策推進委員会） 133千円 関係機関等と連携した事業推進、計画の進捗状況の管理・検証及び事業の推進に必要な施策等についての意見・提案の聴取 (3) 保健指導担当者等研修会 113千円 保健所、市町村等の保健指導担当者等を対象とした研修会の開催 (4) 健康な美酒王国普及啓発事業 343千円 不適切な飲酒及び不適切な飲酒によるアルコール健康障害についての普及啓発	健康づくり推進課
2	「受動喫煙ゼロそして禁煙」推進事業	18,351 ＜財源＞ 国 7,757 道 24 道 10,570	たばこによる健康被害を防止するため、禁煙支援、若い世代の喫煙防止、受動喫煙防止の3つの観点から総合的なたばこ対策を行う。 1 実施主体 県 2 事業内容 (1) 禁煙支援事業 888千円 禁煙の動機付けを促すため、喫煙者とその家族等を対象に、出前講座、セミナー等を開催する。 (2) 若い世代の喫煙防止事業 667千円 若い世代の喫煙防止のため、大学生や新規就職者等を対象に、勉強会の開催や啓発資材の作成・配布を行う。 (3) 受動喫煙防止事業 16,796千円 受動喫煙による健康被害を防止するため、たばこの害についての正しい知識の普及や、受動喫煙を防止する環境を整備する。	健康づくり推進課

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	所管課名						
			<p>①たばこによる健康被害に関する普及啓発 1,223千円 県民等を対象に、世界禁煙デーに合わせたフォーラムやたばこと健康を考えるセミナー等を開催する。</p> <p>②望まない受動喫煙を防止する環境整備を推進する普及啓発 2,514千円 施設管理者（事業者）等を対象に、受動喫煙防止対策に関する説明会の開催や啓発資材の作成・配布を行う。</p> <p>③受動喫煙防止対策支援事業費補助金 2,000千円 店内禁煙とする飲食店に対し、改裝費等を助成する。            • 補助対象：壁紙・カーテン等の交換、喫煙所（室）の撤去等            • 対象者：従業員のいる既存の小規模飲食店            • 補助率：9/10（上限100千円）</p> <p>④受動喫煙防止条例の制定に伴う相談対応 11,059千円            • 普及啓発・相談対応 健康づくり推進課内に配置した4名の相談対応職員により、改正法及び条例（令和2年4月1日全面施行）の内容周知や県民及び事業所等からの相談に対応する。            • 測定機器の整備 喫煙専用室等が法の基準を満たしているかの相談・通報等があった際に使用する測定機器を整備する。</p> <p>内訳</p> <table> <tr> <td>風速計</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>粉じん計</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>VOC（揮発性有機化合物）モニター</td> <td>1台</td> </tr> </table>	風速計	4台	粉じん計	1台	VOC（揮発性有機化合物）モニター	1台	
風速計	4台									
粉じん計	1台									
VOC（揮発性有機化合物）モニター	1台									

(5) 歯科口腔保健の推進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	歯科保健対策事業	1,423  ＜財源＞ ④ 1,423	県民の健康づくりを推進するため、歯科保健分科会の開催や歯科保健の啓発を目的とした表彰事業等を実施する。(一部を県歯科医師会に委託)  (1) 健康づくり審議会歯科保健分科会の開催  (2) 歯科保健普及啓発事業 ・親子よい歯のコンクール ・8020いい歯の表彰 ・臼井記念歯科保健功労賞 ・よい歯の保育所・幼稚園、学校表彰 (県教育委員会、県歯科医師会と共に) ・秋田県歯科保健大会	健康づくり 推進課
2	歯科保健医療 推進事業	18,400  ＜財源＞ 国 6,851 入 983 諸 29 ④ 10,537	各ライフステージに応じた歯科保健対策を実施するため、生涯にわたって歯と口腔の健康を維持できる支援体制を整備する。  1 実施主体 県(一部委託)  2 事業内容 (1) 口腔保健支援センター推進事業 12,957千円 ・口腔保健支援センターに配置した歯科衛生士等による、市町村や施設、学校等に対する、各ライフステージに応じた歯科保健指導等の実施 ・フッ化物洗口に関する知識と技術の普及啓発 ・乳幼児歯みがきハンドブックの作成及び県内3か所での市町村保健師等を対象としたハンドブック活用研修会の開催 ・障害児(者)施設及び介護施設における訪問歯科保健指導の強化  (2) 8020運動推進特別事業 4,460千円 早期からの歯の喪失防止や高齢者の口腔機能の維持・向上を図るため、口腔ケア等に関する研修事業を実施する。 ・地域歯科保健課題解決に向けた研修会の開催(8保健所) ・歯科口腔保健推進研修事業 歯科保健医療フォーラム及び口腔ケア推進研修会の開催 ・委託先：(一社)秋田県歯科医師会 ・県民歯科疾患実態調査事業 県民の歯と口腔の状態の評価のため概ね5年に1回調査する。 ・委託先：(一社)秋田県歯科医師会	健康づくり 推進課

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	所管課名
			<p>(3) 健口づくり連携推進事業 983千円</p> <p>歯科専門職と関連職種が情報を共有し、口腔ケアを必要とする高齢者に対して歯科保健医療を提供する上での課題について検討を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題研修会の開催（8か所）</li> <li>・検討会の開催（1回）</li> </ul>	

(6) 特定健診やがん検診の受診率の向上

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名															
1	秋田県総合保健センター運営事業	91,041 <財源> 国 1,182 県 754 諸 19,746 ○ 69,359	秋田県総合保健センターの管理を指定管理者に委託する。 (1) 設置者: 県 (2) 指定管理者: (公財) 秋田県総合保健事業団 (3) 指定期間: H28~R2年度 (4) R2指定管理料: 91,041千円 (5) 内容: 健康診査(人間ドック)の実施、総合保健センターの施設維持管理など	健康づくり推進課															
2	秋田県総合保健センター設備等整備事業	13,717 <財源> 国 12,811 ○ 906	人間ドック事業に必要な検査機器等を整備する。 ・超音波診断装置 一式 ・呼吸機能測定装置 一式 ・AED 一式	健康づくり推進課															
3	健(検)診受診率向上総合対策事業	12,060 <財源> 国 468 ○ 11,592	健(検)診受診率の向上を図るため、受診しやすい環境の整備など、受診促進に向けた総合的な取組を行う。  1 実施主体 県、市町村、健(検)診機関  2 事業内容 (1) 胃がん検診助成事業 5,751千円 全国と比較し胃がんの死亡率が高いことから、罹患率の上昇する年齢層を対象に、検診(エックス線・内視鏡)の自己負担額を無料化又は軽減するための経費を助成する。 ・補助対象: 市町村 ・対象年齢: 50、52、54、56、58歳 ・補助基準額: 2,000円 ・補助率: 10/10  (2) がん検診受診率向上推進事業 5,367千円 次の4つのがん検診について、罹患率の上昇する年齢層を対象に、検診の自己負担額を軽減するための経費を助成する。 ・補助対象: 市町村 ・補助率: 1/2 ・補助基準額等: <table border="1"><thead><tr><th></th><th>対象年齢</th><th>補助基準額</th></tr></thead><tbody><tr><td>大腸がん</td><td>50~54歳</td><td>500円</td></tr><tr><td>肺がん</td><td>60~64歳</td><td>500円</td></tr><tr><td>子宮頸がん</td><td>30~34歳</td><td>1,400円</td></tr><tr><td>乳がん</td><td>40~44歳</td><td>1,400円</td></tr></tbody></table> ・要件: コール・リコールによる受診勧奨		対象年齢	補助基準額	大腸がん	50~54歳	500円	肺がん	60~64歳	500円	子宮頸がん	30~34歳	1,400円	乳がん	40~44歳	1,400円	健康づくり推進課
	対象年齢	補助基準額																	
大腸がん	50~54歳	500円																	
肺がん	60~64歳	500円																	
子宮頸がん	30~34歳	1,400円																	
乳がん	40~44歳	1,400円																	

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	所管課名
			<p>(3) がん検診精度管理向上推進事業 148千円            より精度の高いがん検診を行うため、がん検診            が適切に行われているかを評価するための手法等            に関する研修会を開催する。            ・対象：市町村、検診機関の職員等</p> <p>(4) 健（検）診受診勧奨事業 794千円            特定健診及びがん検診受診率向上のため、医療            機関を受診した患者に対し、かかりつけ医が受診            勧奨を実施する。            ・委託先：（一社）秋田県医師会</p>	

## 医療ニーズに対応した医療提供体制の整備

### (1) がん診療体制の充実と患者支援

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	がん対策総合 推進事業	130,035  <財源> 国 48,261 入 3,458 諸 5,870 合 72,446	<p>がん予防の推進やがん医療の質の向上等を図るため、がんに関する情報の収集・提供やがん診療機能の強化、がん患者に対する支援等を行う。</p> <p>1 実施主体 県、がん診療連携拠点病院等</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) がん登録推進事業 8,233千円 がん登録推進法に基づき、「全国がん登録」に関する事務を実施する。 ・委託先：(公財)秋田県総合保健事業団等 ・内 容：医療機関からの届出情報の審査・整理、登録情報の国への提出や県内市町村・医療機関への提供等 ※全国がん登録 がんと診断された全ての人のデータを国で一つにまとめて集計・分析・管理する仕組み</p> <p>(2) 多目的コホート研究事業 5,870千円 国立がん研究センターの委託を受け、生活習慣とがんなどの病気との関係を明らかにするための疫学調査を実施する。 ・実施地域：横手市 ・内 容：血液試料及び健診データの収集等</p> <p>(3) がん情報発信事業 500千円 県民にがんに関する正しい知識を普及するため、秋田大学等と連携しフォーラムを開催する。</p> <p>(4) がん患者医療用補正具助成事業 8,180千円 がん患者の就労や社会参画を支援するため、医療用補正具の購入費用に助成した市町村に対し補助する。 ・補 助 対 象：市町村 ・助成限度額：ウィッグ 1人当たり15千円  乳房補正具 1人当たり10千円</p> <p>(5) がん医療従事者育成支援事業 3,200千円 がん医療の質の向上を図るため、医療従事者のがん関連専門資格取得に要する経費に対し補助する。 ・補 助 対 象：医療機関 ・補助基準額：1人当たり800千円 ・補 助 率：1/2 ・対 象 経 費：研修受講料、研修中の代替職員雇用経費</p>	健康づくり 推進課

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	所管課名
			<p>(6) がん診療機能等強化事業 93,500千円          地域がん診療連携拠点病院等のがん診療機能等の強化に要する経費に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助基準額：1病院当たり8,500千円</li> <li>・補 助 率：10/10（国1/2、県1/2）</li> <li>・対象経費：医療従事者研修、患者等への相談支援、普及啓発等</li> </ul> <p>(7) 緩和ケア推進事業 800千円          県内のがん緩和ケア提供体制の強化を図るため、緩和ケアに携わる医療従事者等を対象とした研修会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先：秋田県緩和ケア研究会</li> <li>・内 容：拠点病院の緩和ケア病棟等における実地研修</li> </ul> <p>(8) 在宅がん患者緩和ケア推進事業 258千円          在宅がん患者等に対する緩和ケアの提供体制を整備するため、地域の医療従事者のスキル向上のための研修会等に要する経費に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補 助 対 象：各都市医師会</li> <li>・補助基準額：129千円／地区</li> <li>・補 助 率：2/3</li> </ul> <p>(9) がん患者団体活動支援事業 569千円          がん患者や家族が抱える悩みや不安の解消を図るため、相談や情報交換の場の提供等に取り組むがん患者団体に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補 助 対 象：秋田県がん患者団体連絡協議会</li> <li>・補助基準額：定額</li> <li>・補 助 率：10/10</li> </ul> <p>(10) がん対策推進計画進行管理費 514千円          第3期秋田県がん対策推進計画を推進するため、情報収集等を行う。</p> <p>(11) がん患者等就労支援事業 120千円          患者・家族・医師・企業を対象としたアンケートによりがん患者の就労に関するニーズ等を把握し、今後の就労支援のあり方を検討する。</p> <p>(12) ⑥第3期秋田県がん対策推進計画中間評価に係る調査・解析委託事業 4,151千円          第3期秋田県がん対策推進計画（H30～R5）の中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先：国立大学法人秋田大学</li> <li>・内 容：指標の達成状況の検証と目標値の見直し</li> </ul>	

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	所管課名
			<p>(13) ④がん患者等の妊よう性温存支援事業 3,940千円          がん患者等の妊よう性温存に係る相談ネットワークを構築するとともに、その治療に要する費用に対し助成する。</p> <p>①相談ネットワーク構築事業 540千円          ②妊よう性温存治療費助成事業 3,400千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補 助 対 象：40歳以下・所得制限あり</li> <li>・補助基準額：精 子 30千円            卵 子 200千円            受 精 卵 200千円            卵巣組織 500千円</li> <li>・補 助 率：10/10</li> </ul> <p>※妊よう性温存治療          がん治療に伴う化学療法や放射線療法で生殖機能が損なわれる前に、卵子、精子等を凍結保存し、妊娠の可能性を残す治療</p>	
			<p>(14) ④がんゲノム普及啓発事業 200千円          がんゲノム医療に関するセミナーを開催し、ゲノムに関する正しい知識の普及啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先：国立大学法人秋田大学</li> <li>・※がんゲノム医療          がん患者の遺伝子変異を網羅的に調べ、その結果に基づき、患者それぞれに最適な治療薬を処方する治療</li> </ul>	

## 次代を担う子どもの育成

### (1) 学校との連携による健康・心の教育の推進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	「あきた健康宣言！」推進事業【再掲】 (食からの健康応援事業 (ライフステージ別栄養普及事業))	1,147 <財源> 国 573 ○ 574	<p>ライフステージに応じ栄養・食生活改善に関する普及啓発を推進する。</p> <p>1 実施主体 県(委託)</p> <p>2 事業内容            ライフステージに応じた栄養・食生活に関する出前講座の実施及び令和元年度高校生レシピコンクール入賞レシピの商品化            ・委託先：(公社)秋田県栄養士会</p>	健康づくり 推進課

○社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略（戦略2）

産業人材の確保・育成と働きやすい環境の整備

(1) 多様な人材の活躍を可能にする「働き方改革」の促進と県内就職促進

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	所管課名
1	「あきた健康宣言！」推進事業【再掲】 (健康経営普及事業)	254 <財源> 国 80 ○ 174	秋田県版健康経営優良法人認定制度の活用を促進するため、PRリーフレット等を作成し、健康経営の普及を図る。 (1) 制度の対象 県内で事業活動を行い、常時1人以上の労働者を雇用する法人等で公的医療保険の適用事業所 (2) 認定基準 がん検診の受診、受動喫煙防止対策、食生活改善に向けた普及啓発等、健康秋田いきいきアクションプランの目標に沿った10項目 (3) 認定期間等 認定期間：1年間 申請：年2回（12月、6月） 認定：年2回（3月、9月）	健康づくり 推進課

### **III 指定管理施設**



## 1 秋田県総合保健センター

### 1 総合保健センターの設置について

秋田県総合保健センター条例により規定されており、県民の健康の保持増進を図るため、昭和61年9月に設置された。

### 2 機能

#### (1) 保健医療情報の管理

市町村が集団健診データを活用するためのシステムについて、制度の変更に合わせてプログラムを更新する。また、集団検診を実施する際に、データを効率的に処理するシステムを無償貸与する。

#### (2) 保健医療に関する施設・設備の管理

保健医療に関する研修等のため、センターの会議室・研修室等の使用許可及び管理を行うとともに、健康教育等で使用する普及啓発用視聴覚資材を保有し、市町村や保健所、一般企業、ボランティア団体等へ無償貸与する。

#### (3) 健康診査

健康診査（日帰り人間ドック）業務として、総合健診、婦人健診のほか各種オプション検査等を実施する。

#### (4) その他、健康の保持増進に関し必要な業務

### 3 管理運営方法

平成18年度から指定管理者として、(公財)秋田県総合保健事業団が管理運営。(利用料金・指定管理料併用)

### 4 利用実績

#### (1) 研修室の使用実績（延べ利用回数）

(単位：回)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	定員(人)
大会議室	135	154	141	135	134	110	113	121	180
小会議室	46	48	50	43	42	45	36	45	28
栄養実習室	21	7	4	11	9	9	8	6	40
展示ホール	6	23	17	7	5	14	18	10	—
第1研修室	140	150	126	117	118	116	92	115	60
第2研修室	136	142	135	142	144	126	87	114	30
第3研修室	126	135	99	89	91	87	76	97	30

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	定員(人)
大会議室	102	130	126	157	147				180
小会議室	32	30	37	60	49				28
栄養実習室	6	4	4	5	13				40
展示ホール	5	4	7	3	9				—
第1研修室	88	139	105	131	105				60
第2研修室	111	104	94	144	126				30
第3研修室	68	72	69	90	66				30

(2) 健康診査の受診実績

(単位:人、件)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	備 考
総合健診	6,335	5,534	5,414	5,492	5,332	5,426	5,430	5,774	人間ドック受診数
婦人健診	1,707	1,461	1,299	1,289	1,355	1,382	1,320	1,272	婦人健診受診者数
その他健診	2,952	2,683	2,690	2,436	4,207	3,738	4,286	4,395	オプション検査等実施件数(喀痰等)
合 計	10,994	9,678	9,403	9,217	10,894	10,546	11,036	11,441	

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備 考
総合健診	5,702	5,850	5,889	6,134	6,120				人間ドック受診数
婦人健診	1,273	1,344	1,296	1,258	1,238				婦人健診受診者数
その他健診	4,302	4,365	4,824	7,096	7,258				オプション検査等実施件数(喀痰等)
合 計	11,277	11,559	12,009	14,488	14,616				

## 2 秋田県健康増進交流センター

### 《目的》

県民の健康増進を積極的に推進するため、温泉利用を中心に運動や森林浴を取り込んだ健康づくりの実践の場を提供するとともに、健康に関する情報提供・研修等を行う拠点施設として設置された。

### 《施設概要》

1 位 置 秋田市河辺三内字丸舞1-1 (県立太平山自然公園内、岩見ダム手前3km)

2 設置日 平成9年6月19日新築 平成9年7月25日開設

### 3 規 模

県 建 物	メイン棟 (1,746m <sup>2</sup> )	トレーニングルーム・健康相談・情報コーナー・レストラン・ロビー 大広間(3室)・個室(6室)・会議室(2室)ほか
	アクア棟 (2,539m <sup>2</sup> )	パーゲリーン(11種の浴槽)・プール・裸浴・ リラックスルーム等(3室)
	宿泊棟 (1,143m <sup>2</sup> )	一般宿泊棟(24室50人)・自炊棟(12室30人)
基 盤	駐車場 (8,050m <sup>2</sup> )	第2駐車場(278台)・第3駐車場(70台)
	その他	構内道路(L=280m・W=8.5m)・送湯設備(1,100m)
秋 田 市 基 盤	駐車場 (1,646m <sup>2</sup> )	第1駐車場(74台)
	森林浴コース	L=1,040m・W=2m
	緑地広場 (35,900m <sup>2</sup> )	グランドゴルフ・野外ステージ
	芝生公園 (20,800m <sup>2</sup> )	キャンプサイト・炊事場
	その他	進入路(L=1,120m・W=8.5m)

※平成16年3月1日、市(町)により河辺高齢者健康づくりセンターが新設された。

(介護予防等拠点整備事業:国10/10、メイン棟と渡り廊下で接続) 体育館等 535m<sup>2</sup>

### 4 施設整備費 (平成4~9年度)

(単位:円)

区分	構造・設計(H4~6)	工事費(H7~9)	合計
秋田県	1億1千2百万	33億9千5百万	35億7百万
秋田市(河辺町)	一	12億	12億
合 計	1億1千2百万	45億9千5百万	47億7百万

### 《管理運営方法》

#### 1 運営形態について

(1) 平成28年度～令和2年度

指定管理者として河辺地域振興株式会社が管理運営。(利用料金・指定管理料併用)

(2) 平成18年度～平成27年度

指定管理者として河辺地域振興株式会社が管理運営。(利用料金・指定管理料併用)

(3) 平成13年度～平成17年度

管 理 運 営: 河辺地域振興株式会社 (利用料金・委託料併用)

健康増進事業の実施: 財団法人秋田県総合保健事業団 (委託料)

※ 外部監査の指摘(H11.9)を受け、運営体制一元化による経営の効率化を図るため、重複業務を解消(施設の一元管理)した。

(4) 平成9年度開設～平成12年度

管理運営（宿泊棟・レストラン）：河辺町地域振興株式会社（利用料金）

管理運営（メイン棟・アクア棟）：財団法人秋田県総合保健事業団（委託料）  
及び健康増進事業の実施

※ 健康増進事業・・・健康運動指導士・温泉利用指導者の配置、健康教室開催、健康づくり  
実践指導、健康相談、情報提供等

・資格取得者一覧 (R1.5現在)

	令和元年度
温泉利用指導者	1
健康運動指導士	3
健康運動実践指導者	2
栄養士	1
プール衛生管理者	1
水上安全法救助員	1
中・高等学校教諭1種免許（保健体育）	1

※実人数 5人

2 利用料金制について

条例で規定する上限額の範囲内で、指定管理者の申請を県が承認し、利用料金を定める  
方式（承認利用料金制）を開設当初から導入している。（令和元年10月の消費税改定に伴い、  
上限額を変更）

主な利用料金

区分	上限額（条例） R1/10/1～	承認額 R1/10/1～
入館料全館利用（一般）	1,260円	1,200円
” 全館利用（小学生）	630円	600円
入館料入浴のみ（一般）	630円	600円
” （小学生）	310円	300円
団体料金20人以上（一般）	1,050円	900円
定期券（一年間有効）	18,860円	18,500円
回数券・5回（一般）	6,300円	4,000円
” 入浴のみ10回（一般）	6,300円	4,000円
トレーニングルーム利用のみ	250円	250円
一般棟宿泊（シングル素泊）	5,450円	5,450円

《利用者数の状況》

(単位：人・千円)

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
委託先	河辺町地域振興株式会社 財団法人秋田県総合保健事業団							
利用者	77,651	85,455	104,376	94,886	100,673	94,901	96,504	95,363

東日本大震災(H23.3.11)

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
委託先	【指定管理者】 河辺地域振興株							【指定管理者】 河辺地域振興株
利用者	95,794	91,902	91,299	86,235	89,241	80,693	87,471	90,242

目標利用者数 88,000 90,000

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
委託先	【指定管理者】 河辺地域振興(株)				【指定管理者】 河辺地域振興(株)			
利用者	91,064	92,090	93,108	94,006	95,029	96,094	97,007	
目標利用者数	91,000	92,000	93,000	94,000	95,000	96,000	97,000	98,000



## IV 資 料



# 1 秋田県健康づくり推進条例 (平成16年秋田県条例第十六号)

## 目次

前文

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 基本計画（第八条）

第三章 基本的施策（第九条～第十六条）

第四章 重点的施策（第十七条～第二十条）

第五章 秋田県健康づくり審議会（第二十一条～第二十六条）

附則

生涯にわたって健やかで生き生きと暮らすことは、県民共通の願いであり、社会の活力の維持と向上に欠くことのできないものである。

秋田県では、生活環境の改善や医学の進歩などにより、県民の平均寿命が伸びている一方で、全国の平均に比べ、がんなどの生活習慣病により死亡する人の割合が高く、また、自殺により死亡する人の割合も著しく高い現状にある。

このような状況に対処し、すべての県民が健康で長生きするためには、一人ひとりが、食生活、運動などの生活習慣の心身に及ぼす様々な影響を認識し、自ら進んで生活習慣の改善や心の健康の保持に取り組むとともに、その取組を社会全体で支援していかなければならない。

ここに、すべての県民が生涯にわたって健やかで心豊かに生活することができる活力ある社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、健康づくり関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 健康づくり 疾病及び障害の有無又は程度にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善等により、自己の心身の状態をより良くしようとする取組をいう。
- 二 健康づくり関係者 保険者（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条第一号から第六号までに掲げる者をいう。）、医療機関、教育機関その他県民の健康づくりに関する活動を継続的に行うもの（国、県及び市町村並びに営利を目的とする団体を除く。）をいう。

#### (基本理念)

第三条 健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民が、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、自己の健康を管理する能力の向上を図りながら、生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- 二 県、健康づくり関係者及び事業者が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、及び協力して必要な措置を講ずるとともに、県民の生涯の各段階に応じた支援を一貫して行うこと。

#### (県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自己に適した健康づくりを積極的に行うとともに、家庭、地域及び職場における健康づくりの推進に関する活動に参加する努めなければならない。

#### (県の責務)

第五条 県は、基本理念にのっとり、健康づくりの推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

#### (健康づくり関係者の責務)

第六条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、県民に対し健康づくりに関する十分かつ的確な情報を提供するとともに、県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備を図るとともに、県が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### 第二章 基本計画

#### (基本計画)

第八条 知事は、健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 健康づくりの推進に関する目標及び施策の方向
- 二 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための重要事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県健康づくり審議会の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

#### (県民等に対する支援)

第九条 県は、県民が行う健康づくり並びに県民及び民間の団体が行う健康づくりの推進のためのボランティア活動その他の活動について、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(健康教育の充実等)

第十条 県は、健康づくりの重要性についての児童及び生徒の関心と理解が深まるよう、健康教育の充実に努めるものとする。

2 県は、県民が健康づくりに関する知識を修得し、生涯にわたって主体的に健康づくりを行うことができるよう、学習の機会の提供及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

(人材育成)

第十一条 県は、健康づくり関係者と連携し、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十二条 県は、健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。

(健康づくりの日)

第十三条 県は、健康づくりについての県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくりの日を設ける。

2 健康づくりの日は、十月の第一日曜日とする。

(表彰等)

第十四条 知事は、健康づくりの推進に関し積極的な活動を行っていると認められる者を公表し、又は表彰することができる。

(年次報告)

第十五条 知事は、毎年、健康づくりの推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(市町村に対する協力)

第十六条 県は、市町村が健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うものとする。

#### 第四章 重点的施策

(生活習慣病の予防)

第十七条 県は、県民のがん、脳血管疾患、歯科疾患その他の生活習慣病の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、生活習慣病に関する調査研究の結果を活用した保健指導その他の県民の生活習慣の改善に関する施策及び健康診査の推進に関する施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持及び自殺の予防)

第十八条 県は、県民の心の健康の保持及び自殺の予防を図るために、市町村及び健康づくり関係者と連携し、県民からの相談に応ずるために必要な体制の整備、啓発活動等を行うものとする。

(健全な食生活の実現)

第十九条 県は、県民の健全な食生活の実現を図るために、市町村及び健康づくり関係者と連携し、地域で生産された農林水産物の特長を考慮した栄養指導その他の県民の栄養の改善に関する施策を講ずるものとする。

(受動喫煙の防止)

第二十条 県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設

における県民の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、県民の受動喫煙の防止に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第五章 秋田県健康づくり審議会

### （設置及び所掌事務）

第二十一条 第八条第三項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じがん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項に規定する合議制の機関として同法及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）の規定によりその権限に属させられた事項並びに健康づくりの推進についての重要事項を調査審議するとともに、その事項に関して知事に意見を述べることができる。

（平二七条例五六・一部改正）

### （組織及び委員の任期）

第二十二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることがある。

### （会長）

第二十三条 審議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### （会議）

第二十四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （分科会及び部会）

第二十五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、分科会を置く。

- 2 分科会に、前項の規定により分科会の所掌に属させられた事項（以下「分科会の所掌事項」という。）のうち特定の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置くことができる。
- 3 審議会に、分科会の所掌事項及び前項の規定により部会の所掌に属させられた事項（以下「部会の所掌事項」という。）を調査審議させるため、専門委員を置く。
- 4 専門委員は、分科会の所掌事項又は部会の所掌事項に関し学識経験のある者のうち

から、知事が任命する。

- 5 分科会又は部会に属すべき委員及び専門委員は、二十人以内とし、知事が指名する。
- 6 分科会に分科会長を、部会に部会長を置く。
- 7 第二十二条第三項及び第四項の規定は専門委員について、第二十三条第二項から第四項まで及び前条の規定は分科会長及び部会長並びに分科会及び部会の会議について準用する。この場合において、第二十三条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「分科会に属する委員及び専門委員」又は「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 8 分科会の所掌事項については審議会の定めるところにより分科会の議決をもって審議会の議決とし、部会の所掌事項については分科会の定めるところにより部会の議決をもって分科会の議決とすることができます。

(委任規定)

第二十六条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際に現に健康増進法第八条第一項の規定により定められている計画は、第八条の規定により定められた基本計画とみなす。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百十一号)の施行の日までの間におけるこの条例による改正後の秋田県健康づくり推進条例第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「第十八条第二項」とあるのは「附則第三条第二項及びがん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号)附則第三条」と、「がん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号)」とあるのは「同令」とする。

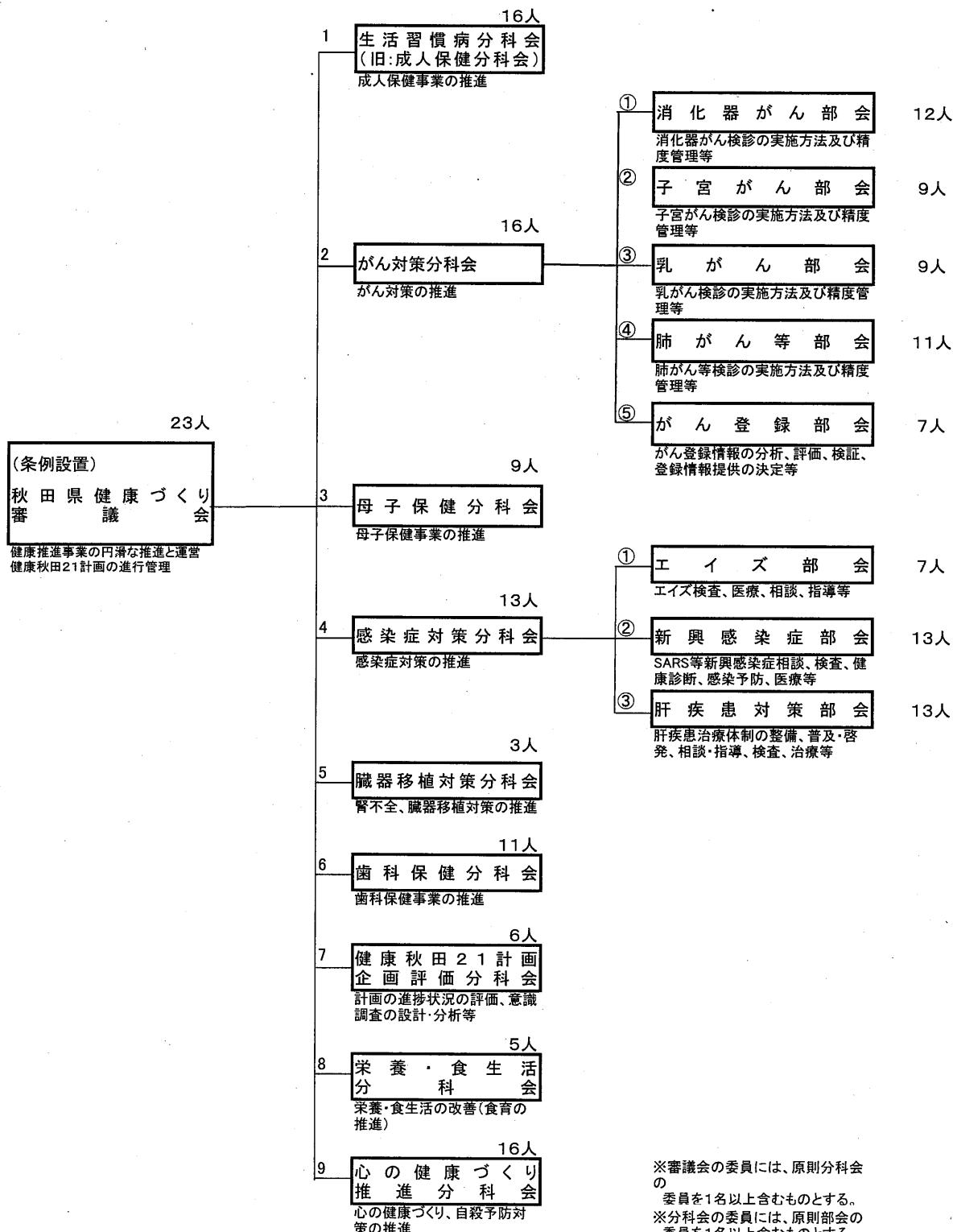
## 2 秋田県健康づくり審議会組織図(R2年3月現在)

任期:H30. 7. 1~R2. 6. 30

審議会 1 (23人)

分科会 9 (95人)

部会 8 (81人)



## 3 秋田県健康づくり審議会、同分科会及び部会委員名簿

(H30. 7. 1 ~ R2. 6. 30)

令和2年3月現在

審議会等名称	氏名	所属役職等	備考
秋田県健康づくり審議会	1 芦田 輔一	健康保険組合連合会秋田連合会長	1
	2 伊藤 雄昭	秋田県医師会副会長	2
	3 藤野 勝	秋田県薬剤師会長	3
	4 尾澤 勲	秋田県医師会常任理事	4
	5 工栗 美子	秋田大学医学系研究科長	5
	6 小栗 美穂	秋田県小・中学校長会	6
	7 小棚 美智子	秋田県栄養士会長	7
	8 稲葉 伸一	秋田県医師会副会長	8
	9 佐藤 伸一	秋田県病院協会会長	9
	10 佐藤 伸一	秋田県医師会長	10
	11 佐藤 美子	秋田県食生活改善推進協議会会長	11
	12 佐藤 美子	秋田県社会福祉協議会事務局長	12
	13 佐藤 弘力	秋田県医師会副会長	13
	14 佐藤 寿家	日本労働組合連合会秋田県連合会副事務局長	14
	15 佐藤 和紀	公募委員	15
	16 佐藤 幸子	秋田県看護協会会长	16
	17 佐藤 勉子	秋田大学医学系研究科教授	17
	18 佐藤 伸桂	公募委員	18
	19 佐藤 元	秋田労働局労働基準部長	19
	20 佐藤 幸志	秋田県歯科医師会常務理事	20
	21 佐藤 伸一郎	秋田県歯科医師会長	21
	22 佐藤 伸一郎	秋田県市長会長	22
	23 佐藤 知	秋田県町村会副会長	23
1 生活習慣病分科会	1 阿飯子 葉子	仙北市健康管理センター	24
	2 阿飯子 葉子	秋田大学医学系研究科教授	25
	3 阿飯子 葉子	秋田県医師会常任理事	26
	4 阿飯子 葉子	秋田県眼科医会会長	27
	5 阿飯子 葉子	秋田県栄養士会常務理事	28
	6 阿飯子 葉子	あきた乳腺クリニック院長	29
	7 阿飯子 葉子	秋田大学医学系研究科教授	30
	8 阿飯子 葉子	秋田県医師会副会長	31
	9 阿飯子 葉子	秋田県医師会常任理事	32
	10 阿飯子 葉子	秋田大学医学系研究科教授	33
	11 阿飯子 葉子	公益社団法人秋田県理学療法士会副会長	34
	12 阿飯子 葉子	秋田県医師会理事	35
	13 阿飯子 葉子	秋田県歯科医師会理事	36
	14 阿飯子 葉子	秋田県医師会常任理事	37
	15 阿飯子 葉子	秋田大学医学系研究科教授	38
がん対策分科会	1 秋山 博	大曲厚生医療センター診療部長	39
	2 安藤 秀	秋田大学医学部附属病院緩和ケアセンター長	40
	3 安藤 秀	秋田大学医学部附属病院放射線科講師	41
	4 安藤 宏	北秋田市健康福祉部医療健康課長	42
	5 安藤 隆	由利組合総合病院診療部長	43
	6 安藤 文	秋田県医師会副会長	44
	7 安藤 敏	秋田市保健所保健予防課長	45
	8 安藤 康	中通総合病院長	46
	9 安藤 伸	秋田県歯科医師会副会長	47
	10 安藤 伸	秋田県がん患者団体連絡協議会きぼうの虹代表	48
	11 安藤 伸	秋田県総合保健事業団常務理事	49
	12 安藤 伸	秋田県がん患者団体連絡協議会きぼうの虹副代表	50
	13 安藤 伸	秋田県薬剤師会副会長	51
	14 安藤 伸	秋田大学医学部附属病院腫瘍情報センター長	52
	15 安藤 伸	秋田県医師会理事	53
① 2 消化器がん部会	1 飯島 利一郎	秋田大学医学系研究科教授	54
	2 飯島 利一郎	秋田県医師会常任理事	55
	3 飯島 利一郎	平鹿総合病院消化器・糖尿病内科	56
	4 飯島 利一郎	秋田県医師会理事	57
	5 飯島 利一郎	小泉病院理事長	58
	6 飯島 利一郎	秋田県医師会副会長	59
	7 飯島 利一郎	秋田県医師会常任理事	60
	8 飯島 利一郎	横手市健康福祉部健康推進課保健師副主幹	61
	9 飯島 利一郎	秋田県総合保健事業団常務理事	62
	10 飯島 利一郎	秋田県診療放射線技師会理事	63
	11 飯島 利一郎	大曲厚生医療センター副院長	64
	12 飯島 利一郎	秋田大学医学系研究科教授	65
② 2 子宮がん部会	1 大庭 真紀	秋田県医師会常任理事	66
	2 大庭 真紀	由利組合総合病院臨床検査主任	67
	3 大庭 真紀	由利組合総合病院診療部長	68
	4 大庭 真紀	秋田大学医学系研究科准教授	69
	5 大庭 真紀	男鹿市健康子育て課主幹	70
	6 大庭 真紀	秋田県産婦人科医会会長	71
	7 大庭 真紀	御野湯たなかレディースクリニック院長	72
	8 大庭 真紀	秋田大学医学系研究科教授	73
	9 大庭 真紀	秋田県臨床細胞学会長	74
④ 2 ④ 乳がん部会	1 大庭 真紀	秋田大学医学部附属病院講師	75
	2 大庭 真紀	秋田県医師会常任理事	76
	3 大庭 真紀	秋田県医師会理事	77
	4 大庭 真紀	市立秋田総合病院乳腺・内分泌外科長	78
	5 大庭 真紀	あきた乳腺クリニック院長	79
	6 大庭 真紀	秋田市保健所保健予防課長	80
	7 大庭 真紀	平鹿総合病院診療部長	81
	8 大庭 真紀	秋田県医師会常任理事	82
	9 大庭 真紀	秋田県診療放射線技師会理事	83
② 2 ⑤ 肺がん等部会	1 石川 明一	秋田県診療放射線技師会理事	84
	2 石川 明一	中通総合病院医師	85
	3 石川 明一	秋田赤十字病院副院長	86
	4 石川 明一	秋田県医師会理事	87
	5 石川 明一	にかほ市健康推進課長	88
	6 石川 明一	秋田赤十字病院病理診断科部組織検査課長	89
	7 石川 明一	秋田大学医学系研究科教授	90
	8 石川 明一	秋田大学医学系研究科教授	91
	9 石川 明一	秋田県医師会常任理事	92
	10 石川 明一	秋田大学医学系研究科教授	93
	11 石川 明一	秋田県医師会理事	94

審議会等名称		氏名	所属役職等	備考
2 ⑥	がん登録部会	1 大山 則昭 2 藤井 謙謙 3 齊藤 礼次郎 4 佐藤 勤動 5 佐藤 家隆 6 戸塚 文悟 7 本山 悟	秋田県医師会常任理事 秋田厚生医療センター診療部長 市立秋田総合病院副院長 秋田県医師会副会長 秋田県総合保健事業団常務理事 秋田大学医学部附属病院腫瘍情報センター長	97 98 99 100 101 102 103
		1 小泉 ひろみ 2 佐藤 朗 3 藤田 行子 4 田中 広子 5 田中 玲子 6 橋本 子子 7 松高 幸 8 寺高 幸 9 松野 弘才	秋田県医師会副会長 秋田大学医学部附属病院周産期母子センター准教授 秋田赤十字病院総合周産期母子医療センター長 秋田県助産師会副会長 秋田県看護協会助産師職能理事 秋田大学大学院医学系研究科講師 秋田大学大学院医学系研究科教授 秋田大学大学院医学系研究科教授 秋田県歯科医師会理事	104 105 106 107 108 109 110
		1 伊藤 千鶴 2 藤崎 正博 3 柿木 淳 4 黒川 ひろみ 5 小清 夫 6 高橋 博 7 桥村 隆 8 橋義 雅 9 山川 光 10 平山 誠 11 廣本 哲 12 本間 弘 13 田辺 大亮	秋田市保健所長 白根病院副院長 秋田県歯科医師会常務理事 由利組合総合病院診療部長 秋田県医師会副会長 秋田県歯科医師会理事 大館市立総合病院副診療局長 大曲厚生医療センター副院長 中通総合病院小児科長 秋田大学大学院医学系研究科教授 市立秋田総合病院呼吸器内科 秋田県薬剤師会専務理事 わたなべ内科医院長	111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125
		1 市川 喜一 2 伊藤 千則 3 大北 正隆 4 北清 義智 5 高吉 智博 6 辻 博子	市立秋田総合病院血液・腎臓内科医長 秋田市保健所長 秋田県医師会常任理事 秋田大学教育文化学部准教授 秋田県歯科医師会理事 大館市立総合病院副診療局長 秋田大学大学院医学系研究科講師	126 127 128 129 130 131 132
		1 五十嵐 知規 2 藤賀 千鶴 3 奥山 寛慎 4 黒木 淳淳 5 小島 博 6 高橋 美智 7 武田 明 8 中村 雅繁 9 平間 仁 10 間三 一和 11 森 夫	秋田県医師会常任理事 秋田市保健所長 白根病院副院長 秋田大学医学部附属病院腎疾患先端医療センター特任准教授 由利組合総合病院診療部長 秋田県医師会副会長 大館市立総合病院副診療局長 市立秋田総合病院小児科長 介護療養老人保健施設あきのみや 中通総合病院小児科長 国立病院機構あきた病院院長 藤原記念病院診療顧問 秋田県薬剤師会常務理事	133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145
		1 石川 長千 2 伊藤 生鶴 3 小笠 仁之 4 倉後 隆男 5 後藤 降康 6 後佐 中夫 7 佐藤 康夫 8 中中 根 9 福島 丈夫 10 舟渡 勝正 11 船岡 大 12 岡辺 亮	秋田県肝臓友の会幹事 秋田市保健所長 大館市立総合病院副診療局長 くらみつ内科クリニック院長 秋田大学大学院医学系研究科准教授 後藤医院院長 秋田県医師会副会長 中島内科医院院長 市立秋田総合病院中央診療部長 大仙市健康増進センター主幹 能代厚生医療センター消化器内科長 市立横手病院副院長 わたなべ内科医院長	146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158
		1 小羽 崑 2 堀 则 3 江 友子 4 敬	秋田県医師会副会長 秋田大学大学院医学系研究科教授 秋田赤十字病院看護係長	159 160 161
4	新興感染症部会	1 五十嵐 知規 2 藤賀 千鶴 3 奥山 寛慎 4 黒木 淳淳 5 小島 博 6 高橋 美智 7 武田 明 8 中村 雅繁 9 平間 仁 10 間三 一和 11 森 夫	秋田県医師会常任理事 秋田市保健所長 白根病院副院長 秋田大学医学部附属病院腎疾患先端医療センター特任准教授 由利組合総合病院診療部長 秋田県医師会副会長 大館市立総合病院副診療局長 市立秋田総合病院小児科長 介護療養老人保健施設あきのみや 中通総合病院小児科長 国立病院機構あきた病院院長 藤原記念病院診療顧問 秋田県薬剤師会常務理事	162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172
		1 石川 長千 2 伊藤 生鶴 3 小笠 仁之 4 倉後 隆男 5 後藤 降康 6 後佐 中夫 7 佐藤 康夫 8 中中 根 9 福島 丈夫 10 舟渡 勝正 11 船岡 大 12 岡辺 亮	秋田県肝臓友の会幹事 秋田市保健所長 大館市立総合病院副診療局長 くらみつ内科クリニック院長 秋田大学大学院医学系研究科准教授 後藤医院院長 秋田県医師会副会長 中島内科医院院長 市立秋田総合病院中央診療部長 大仙市健康増進センター主幹 能代厚生医療センター消化器内科長 市立横手病院副院長 わたなべ内科医院長	173 174 175 176 177 178
		1 小羽 崑 2 堀 则 3 江 友子 4 敬	秋田県医師会副会長 秋田大学大学院医学系研究科教授 秋田赤十字病院看護係長	179 180 181 182
		1 五十嵐 知規 2 門脇 也子 3 串田 孝子 4 工藤 ひさ子 5 佐々木 嘉嘉 6 崎山 津子 7 崎山 郎 8 崎山 幸 9 崎山 元 10 崎山 貴 11 崎山 孝子	秋田県医師会常任理事 秋田県社会福祉協議会事務局次長兼総務企画部長 あきた保育園看護師 秋田県小・中学校長会 秋田県学校保健連合会副会長 秋田県栄養士会理事 秋田県歯科医師会常務理事 秋田大学医学部附属病院歯科口腔外科病院教授 秋田県歯科医師会長 秋田県歯科衛生士会長 秋田県総務部人事課	183
		1 安藤 秀 2 大山 昭 3 佐藤 隆 4 高橋 郁 5 佐藤 桂 6 三浦 一	秋田大学大学院医学系研究科保健学専攻長 秋田県医師会常任理事 秋田県医師会副会長 秋田県医師会常任理事 秋田県歯科医師会常務理事 秋田県医師会常任理事	173 174 175 176 177 178
		1 齋藤 力 2 佐藤 浩 3 佐藤 家 4 佐藤 香 5 塚田 三香子	秋田県食生活改善推進協議会長 秋田県歯科医師会理事 秋田県医師会副会長 秋田県栄養士会副会長 聖霊女子短期大学生活文化科教授	179 180 181 182
		1 齋藤 力 2 佐藤 浩 3 佐藤 家 4 佐藤 香 5 塚田 三香子	秋田県歯科医師会理事 秋田県医師会副会長 秋田県栄養士会副会長 聖霊女子短期大学生活文化科教授	183
		1 齋藤 力 2 佐藤 浩 3 佐藤 家 4 佐藤 香 5 塚田 三香子	秋田県歯科医師会理事 秋田県医師会副会長 秋田県栄養士会副会長 聖霊女子短期大学生活文化科教授	183
		1 齋藤 力 2 佐藤 浩 3 佐藤 家 4 佐藤 香 5 塚田 三香子	秋田県歯科医師会理事 秋田県医師会副会長 秋田県栄養士会副会長 聖霊女子短期大学生活文化科教授	183
		1 齋藤 力 2 佐藤 浩 3 佐藤 家 4 佐藤 香 5 塚田 三香子	秋田県歯科医師会理事 秋田県医師会副会長 秋田県栄養士会副会長 聖霊女子短期大学生活文化科教授	183
		1 齋藤 力 2 佐藤 浩 3 佐藤 家 4 佐藤 香 5 塚田 三香子	秋田県歯科医師会理事 秋田県医師会副会長 秋田県栄養士会副会長 聖霊女子短期大学生活文化科教授	183

審議会等名称		氏名	所属役職等	備考
9 心の健康づくり推進分科会	1 阿部 清喜	秋田県警察本部生活安全企画課長		184
	2 石場 加奈子	秋田県薬剤師会常務理事		185
	3 谷 勇人	秋田県新報社総務局長		186
	4 北島 正人	株式会社秋田魁教育文化学部准教授		187
	5 叶 然俊	秋田いのちの電話副理事長		188
	6 雪 築美子	公益財団法人秋田県老人クラブ連合会女性委員会副委員長		189
	7 佐 藤浩	秋田労働局労働基準部健康安全課長		190
	8 後 司流美子	公募委員		191
	9 庄 橋佑輔	弁護士		192
	10 高 藤信吾	秋田県医師会常任理事		193
	11 内 嶋治夫	日本赤十字秋田看護大学助教		194
	12 播 嶋和礼	秋田県民生児童委員協議会理事		195
	13 廣 島谷一	秋田大学大学院医学系研究科教授		196
	14 三 谷恭正	秋田・こころのネットワーク		197
	15 米 臨涌真	秋田県経営者協会専務理事		198
	16 谷 井弓	秋田グリーフケア研究会運営委員		199

(五十音順、敬称略)

衛生統計

4 10大死因

死因 年次	平成21年			平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年			平成29年			全国率 (H30)						
	実数	率	順位																															
悪性新生物	4,008	366.7	1	4,085	377.3	1	4,044	377.2	1	4,099	386.7	1	4,113	392.8	1	4,211	407.3	1	4,165	408.0	1	4,242	421.3	1	4,099	413.2	1	4,147	424.0	1	300.7			
心疾患	2,148	196.5	6	2,285	211.1	4	2,308	215.3	6	2,298	216.8	5	2,172	207.4	7	2,267	219.2	5	2,134	209.2	7	2,098	208.3	8	2,086	210.3	10	2,091	213.8	11	167.6			
脳血管疾患	1,715	156.9	2	1,723	159.2	2	1,725	160.9	3	1,765	166.5	1	1,704	162.8	1	1,645	159.1	2	1,571	154.0	1	1,627	161.6	1	1,615	162.8	1	1,542	157.7	2	87.1			
老衰	396	36.2	24	470	43.4	20	606	56.5	15	737	69.5	10	896	85.6	7	965	93.3	8	982	96.3	12	1,074	106.7	11	1,250	126.0	8	1,272	130.1	10	88.2			
肺炎	1,480	135.4	2	1,549	143.1	3	1,557	145.2	2	1,487	140.3	6	1,465	139.9	6	1,378	133.3	6	1,354	132.7	7	1,288	127.9	7	1,144	115.3	6	1,075	109.9	4	76.2			
不慮の事故	578	52.9	1	572	52.8	1	539	50.3	4	542	51.1	3	543	51.9	2	496	48.0	4	467	45.8	4	549	54.5	1	472	47.6	4	531	54.3	1	33.2			
誤嚥性肺炎	...	...	-	...	...	-	...	...	-	...	...	-	...	...	-	...	...	-	...	...	-	...	...	-	...	...	-	382	38.5	11	421	43.0	9	31.0
血管性及び認知症 不明	73	6.7	7	100	9.2	4	114	10.6	7	133	12.5	6	132	12.6	8	150	14.5	5	180	17.6	3	198	19.7	3	302	30.4	1	310	31.7	2	16.5			
腎不全	304	27.8	3	313	28.9	2	329	30.7	4	303	28.6	5	298	28.5	8	272	26.3	8	282	27.6	8	279	27.7	10	273	27.5	12	332	33.9	2	21.0			
自殺	416	38.1	1	358	33.1	1	346	32.3	1	293	27.6	1	277	26.5	1	269	26.0	2	262	25.7	1	240	23.8	1	242	24.4	1	199	20.3	4	16.1			

※ 率は、人口10万対

## 5 平均寿命

年次	男		女	
	秋田	全国	秋田	全国
2	75.29	*75.92	81.80	*81.90
7	75.92	*76.38	83.12	*82.85
12	76.81	*77.72	84.32	*84.60
14		78.32		85.23
15		78.36		85.33
16		78.64		85.59
17	77.44	*78.56	85.19	*85.52
18		79.00		85.81
19		79.19		85.99
20		79.29		86.05
21		79.59		86.44
22	78.22	*79.55	85.93	*86.3
23		79.44		85.90
24		79.94		86.41
25		80.21		86.61
26		80.50		86.83
27	79.51	*80.75	86.38	*86.99
28		80.98		87.14
29		81.09		87.26
30		81.25		87.32

\*は完全生命表、その他は簡易生命表による。

完全生命表：国勢調査年次の人口動態統計（確定数）と国勢調査人口に基づき作成。

簡易生命表：人口動態統計（概数）と推計人口を用いて作成。完全生命表の間を埋めるものとして活用。

## 6 人口動態

年次	出生		死亡		死産		婚姻		離婚	
	秋田	全国	秋田	全国	秋田	全国	秋田	全国	秋田	全国
2	10,392	9.0	10.0	10.005	8.2	6.7	508	44.2	42.3	5.632
7	9,995	8.3	9.5	10,931	9.0	7.4	410	39.4	32.1	5,923
12	9,007	7.6	9.5	12,026	10.1	7.7	304	32.6	31.2	5,669
14	8,456	7.2	9.2	12,204	10.4	7.8	334	38.0	31.1	5,292
15	8,062	6.9	8.9	12,599	10.8	8.0	282	33.8	30.5	5,291
16	7,998	6.9	8.8	12,705	11.0	8.2	310	37.3	30.0	5,045
17	7,697	6.7	8.4	13,061	11.4	8.6	247	31.1	29.1	4,894
18	7,726	6.8	8.7	13,558	12.0	8.6	262	32.8	27.5	4,785
19	7,502	6.7	8.6	13,743	12.3	8.8	199	25.8	26.2	4,484
20	7,421	6.7	8.7	13,638	12.3	9.1	209	27.4	25.2	4,555
21	7,013	6.4	8.5	13,866	12.7	9.1	190	26.4	24.6	4,364
22	6,688	6.2	8.5	14,288	13.2	9.5	181	26.4	24.2	4,281
23	6,658	6.2	8.3	14,642	13.7	9.9	192	28.0	23.9	4,058
24	6,543	6.2	8.2	14,856	14.0	10.0	171	25.5	23.4	4,020
25	6,177	5.9	8.2	14,824	14.2	10.1	149	23.6	22.9	3,865
26	5,998	5.8	8.0	15,095	14.6	10.1	165	26.8	22.9	3,842
27	5,861	5.7	8.0	14,794	14.5	10.3	130	21.7	22.0	3,613
28	5,666	5.6	7.8	15,244	15.1	10.5	133	22.9	21.0	3,510
29	5,396	5.4	7.6	15,425	15.5	10.8	108	19.6	21.1	3,311
30	5,040	5.2	7.4	15,434	15.8	11.0	115	22.3	20.9	3,052

